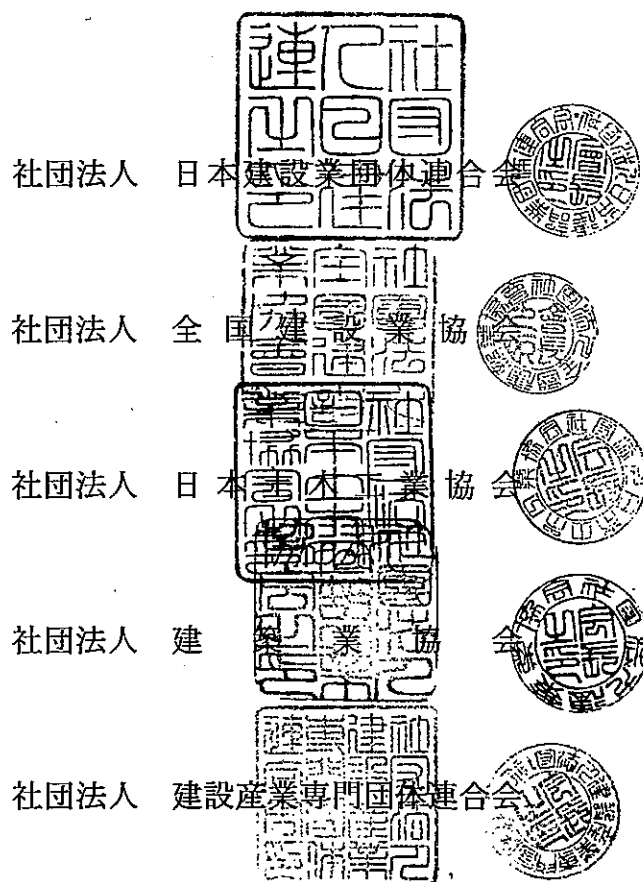


平成23年1月5日

厚生労働省 労働基準局長 殿



足場からの墜落防止措置の効果検証・評価等に関する要望

平素は、建設業に対しまして、格段のご指導とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども建設業は、労働基準行政のご指導の下、建設業界一丸となつての努力もあり、労働災害の発生件数を着実に減少させております。これは各企業が安全で快適な職場環境づくりに積極的に取り組んできた結果であります。我々5団体とその会員企業も、建設現場における労働災害の撲滅のため、これまでさまざまな取り組みをしているところであり、今後も労働災害撲滅に向けた更なる取り組みを推進する所存でございます。

その中で、建設業の安全は、事業者が自らの責任において確保するものであります。法的にも事業者は、自らが行う建設事業において、工法、躯体構造物の形状、使用する機械設備、周辺環境等を総合的に判断して、具体的な安全対策を講じる義務があります。

そして、その建設業界が行う安全対策の枠組みの中で、仮設業界にもその一部を担っていただく必要があると考えます。この場合、仮設業界に担っていただく役割とは、ユーザーの意見を広く受け入れながら常により良い製品を提供し続けること、そして常に安全に配慮し使い易い製品を生み出していくことではないかと考えます。

以上のようなことから、建設業界としては自らの責任において建設労働者の安全を確保する観点で意見を述べることにいたします。

記

1. 「災害事案における改正規則等に基づく措置の実施状況」(別紙、以下分析結果)によれば、分析対象404件の事案のうち、改正に基づく措置を適切に行わなかったケースが400件(改正に基づく措置「無」380件、改正に基づく措置「有」だが不安全行動等「有」20件)と全体の99%を占めている。建設業界としては、災害事案の大多数が適切な措置を講じていなかったという事実から、改正に基づく措置を講じれば十分な墜落災害防止効果があると考え。以上のことから、建設業界では現行の改正規則で十分であり、更なる強化には反対である。
2. 部長通達に定める「より安全な措置」については、改正規則に定める措置を徹底すれば十分という今回の分析結果を受けて、新たに規則に盛り込む等の必要はないと考える。
特に、手すり先行工法については、妻側及び前ぶみ側に先行手すりが取り付けられないものが多く、結局、安全帯に頼らざるを得ない。その際には、安全帯を付け替える必要があるが、その作業も危険性があるため、手すり先行工法は本質的に絶対安全とは言えない。
以上のことから、建設業界は手すり先行工法の法制化に反対する。
また、足場の組立・解体作業については、作業の性質上、通常作業時等の墜落防止措置と同等の措置が困難であるため、ハードとソフト両面の対策により、墜落災害の防止を担保している。そのため、建設業界は墜落防止措置の更なる強化は必要なく、現行規則に基づく措置の周知徹底を図ることが重要と考える。
3. 建設業界では、分析結果を受けて、行政が速やかに行うべき取組みは規則改正による「更なる対策の強化」ではなく、「更なる対策の周知」、つまり現行の改正規則の周知徹底であり、それがすなわち「対策の強化」へとつながるものと考え。
また建設業界としても、改正に基づく措置を適切に行わなかったケースがこれだけあったという事実は、大変に遺憾であり、これまで以上に改正規則の周知徹底に取り組んでいく。
4. 足場の点検については、点検のみならず、点検の結果明らかになった問題点を直ちに補修することが、事業者には罰則付きで義務づけられている。
第三者による足場の点検は、労働者の生命に関わる点検を法律上何ら責任のない者が行うということであり、これを認めることは事業者としての責任を放棄するに等しい。責任を負わぬ者による点検は絶対に認められるべきではない。
足場の点検については、足場の組立て等作業主任者が自らの責任において行っており、建設業界では第三者による点検は必要ないと考え。
5. 手すり先行工法に関するガイドラインにおける「手すり先行専用型足場」については、一部で作業手順等に誤りのあるケースがあったり、他の2方式と同じく不安全行動をすれば墜落災害は発生するものである。現に厚生労働省が今回分析した事案の中でもそのような事例が報告されている。
したがって、今回の分析結果を見る限りでは「手すり先送り方式」を除外する理由は特にないものと考え。
したがって、建設業界では、今後も手すり先行工法の採用については、現行のガイドラインに基づき、現場の実態に応じたものを選択できるとして頂きたい。

災害事案における改正規則等に基づく措置の実施状況

分析対象: 404件

- ・組立解体時の最上層からの墜落: 90件
- ・通常作業時等: 314件

改正規則等に基づく
措置「有」: 24件不安全行動等
「有」: 20件
(83%)不安全行動等
「無」: 4件
(17%)改正規則等に基づく
措置「無」: 380件不安全行動等
「有」: 118件
(31%)不安全行動等
「無」: 262件
(69%)